

「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」および 「農業振興地域整備基本方針」変更の概要

＜変更の趣旨＞

新たな「富山県農業・農村振興計画」の策定に伴い、計画の内容に準拠して関連する方針の記載内容（本文等）を変更するもの。

1 農業経営基盤強化の促進に関する基本方針

- ・「農業経営基盤強化促進法」に基づき策定する、効率的かつ安定的な農業経営の育成を推進するための方針。
- ・①農経営基盤強化の促進に関する基本的な方向、②効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標、③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標等について定める。【策定 H5. 12、最終変更 R5. 6】

（1）主な変更内容

- ①第1の農業・農村振興の基本方針を新たな農業・農村計画に合わせて記述修正
- ②第1の目標年を令和12年に設定：令和13年→令和12年
- ③第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の変更

（2）変更スケジュール

8月24日	農政審議会での審議（今回）
10月下旬	新たな農業・農村振興計画の策定・公表
11月以降	農協中央会および農業会議への意見聴取 基本方針の策定および公表

2 農業振興地域整備基本方針

- ・「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき策定する、優良農地を確保と農業振興施策を計画的に推進するための方針。
- ・自然的経済的条件等から農業の振興を図ることが必要と認められる地域を農業振興地域として定めるとともに、地域内に集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地を農用地区域として設定し、当該農地の維持、保全及び有効利用を推進する。【策定 S 45. 3、最終変更 R8. 4】

（1）主な変更内容

- ①第6～第9の記載を新たな農業・農村計画に合わせて記述修正
- ②第5の農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
目標とすべき農業経営の代表的なモデルを修正（農業経営基盤強化基本方針の変更③と連動）

（2）変更スケジュール

8月24日	農政審議会での審議（今回）
10月下旬	新たな農業・農村振興計画の策定・公表
11月以降	市町村長への協議 ※農林水産大臣への協議は不要 基本方針の策定および公表